

## 五泉市家庭系燃えるごみ指定袋広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、五泉市広告掲載取扱要綱（平成24年2月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、五泉市が作製する五泉市家庭系燃えるごみ指定袋（以下「ごみ指定袋」という。）に広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告掲載枠の規格、募集枠数及び掲載料は、次の表に定めるとおりとする。

掲載種類	広告規格	募集枠数	掲載料（1枠）
ごみ指定袋（特大60リットル）	縦7.5cm×横13.0cm	2枠	40,000円
ごみ指定袋（大45リットル）	縦7.0cm×横12.0cm	2枠	40,000円
ごみ指定袋（中30リットル）	縦7.0cm×横12.0cm	2枠	100,000円
ごみ指定袋（小20リットル）	縦7.0cm×横12.0cm	2枠	80,000円
ごみ指定袋（極小10リットル）	縦4.5cm×横18.0cm	1枠	20,000円
ごみ指定袋（超極小5リットル）	縦3.5cm×横14.0cm	1枠	20,000円

※ 外装袋（ごみ指定袋10枚入り）には、広告は掲載しない。

※ 印刷は、ごみ指定袋を印刷する色と同一の単色刷りとする。

※ 広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、おおむね1年間とする。ただし、ごみ指定袋を消費するまで期間を延長することができるものとする。

(広告掲載の募集及び申込み)

第4条 市長は、ごみ指定袋への広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を、広報紙又は市ホームページで募集するものとする。

2 申込者は、五泉市家庭系燃えるごみ指定袋広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案（電子データを含む）を添えて、市長が定める期日までに市長に提出するものとする。その際、市長は申込者に関する資料を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、速やかに当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、掲載申込みのあった広告が予定の枠数を超える場合は、次に定める順序により掲載する広告を決定する。

(1) 国、地方公共団体、公団、公社、公益的法人その他の非営利団体

- (2) 民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
  - (3) 前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
  - (4) その他市長が適当であると認めるもの
- 3 前項の規定によっても、なお掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- 4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、申込者に対しその決定の内容を五泉市家庭系燃えるごみ指定袋広告（掲載・非掲載）決定通知書（様式第2号）により通知する。
- 5 前項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を市長が指定する方法により、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。
- 6 広告掲載開始年度の同一年度内に追加発注する場合は、追加発注する種類のごみ指定袋の広告について第4条の規定を適用せず、広告掲載料を無料として当該ごみ指定袋の現に広告掲載をしている広告主の同一の広告を掲載することができる。
- （広告掲載料の納付）
- 第6条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を一括して納付するものとする。
- （広告内容等の変更）
- 第7条 市長は、広告の内容、デザイン等が要綱もしくはこの要領に違反し、又は適当でないとする場合は、広告主に対し広告の内容等に変更を求めることができる。
- （広告主の責務）
- 第8条 広告主は、ごみ指定袋に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- （広告掲載の取消し等）
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主に対し催告その他の手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。
- (1) 虚偽の申込みによって掲載の決定がなされたとき。
  - (2) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
  - (3) 第7条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
  - (4) 第3号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認めたとき。
- 2 前項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。
- （その他）
- 第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月25日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。